

令和2年12月10日

生徒・保護者の皆様へ

学校法人仙台育英学園
仙台育英学園高等学校
秀光中等教育学校
理事長・校長 加藤 雄彦

新型コロナウイルス流行に関する本学園の対応【第39報】

－ 新型コロナウイルスの感染者発生時の対応について －

平素より本学園の新型コロナウイルス感染拡大防止への取り組みにご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

第38報でお伝えしましたように、12月3日に文部科学省が発出している『[学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～](#)』が更新されました。

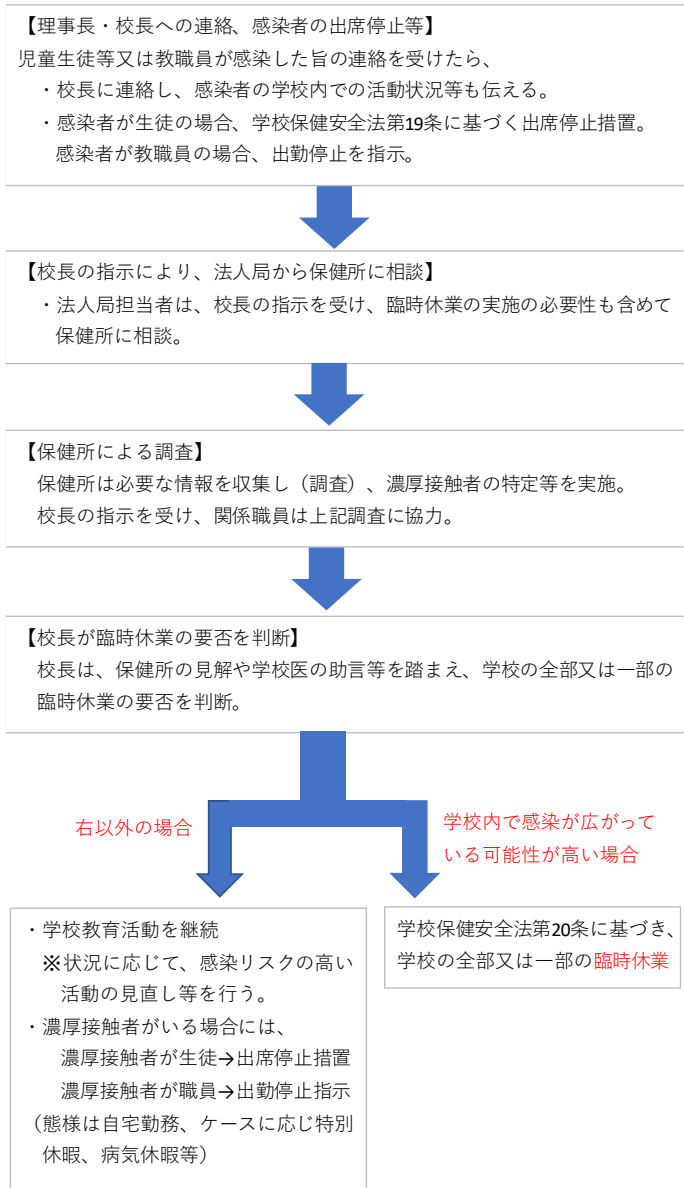
これを受け、本学園では「新型コロナウイルスの感染者発生時の対応について」（次ページ掲載）を更新いたしました。

つきましては、ご家庭のご理解とご協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者発生時の対応について

学校法人仙台育英学園
令和2年12月10日

児童生徒又は教職員の感染者が判明した場合のフロー



<学校で感染者が発生した場合の臨時休業について>

- 生徒や職員の感染が確認された場合
※学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業について、以下の通り、判断する。
- ① 感染の連絡を受けた場合は、直ちに校長及び関係職員に連絡し、感染者の行動等について報告する。校長の指示により、担当者が臨時休業の実施の要否も含め保健所（及び学校医）に相談するとともに、濃厚接触者の特定調査に協力する。
 - ② 校長は、感染者が生徒の場合は学校保健安全法第19条に基づき出席停止措置をとる。感染者が職員の場合は、病気休暇等による出勤停止を指示する。
 - ③ 保健所の調査によって他の生徒や職員が濃厚接触者と判定された場合、校長は当該者についても②と同様の措置をとる。ただし、職員についての態様は自宅勤務等、適切に判断する。
 - ④ 学校の全部または一部の臨時休業実施については、保健所や学校医と相談のうえで校長が判断する。
学校内で感染が拡大している可能性が高い場合などには、感染の範囲等に応じ、学級単位、学年単位、コースごと、校舎ごと、学校全体等の範囲での臨時休業について、校長が判断する。
上記以外の場合は原則として学校教育活動を継続するが、状況に応じ感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、適切な感染予防措置をとる。

<感染者が発生していない学校の臨時休業について>

- ① 県知事が、アラートを発し、地域内の社会経済活動を一律に自粛する際には、感染者が出ていない学校であっても、臨時休業を行う場合がある。
- ② 臨時休業の要否については、生徒や教職員の生活圏におけるまん延状況により判断する。

<新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言対象地域の臨時休業>

- ① 緊急事態宣言が出た場合、生活圏におけるまん延状況を把握し、生徒等のオンライン等による学びの保障も考慮しつつ、臨時休業の必要性について適切に判断する。

※衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」（2020.12.3 ver5；文部科学省）より

<参考>

- 学校保健安全法（抄）
（保健所との連絡）
第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他 政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。
（出席停止）
第十九条 校長は、感染症にかかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。
（臨時休業）
第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。
- 学校保健安全法施行令（抄）
（保健所と連絡すべき場合）
第五条 法第十八条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 法第十九条の規定による出席停止が行われた場合
二 法第二十条の規定による学校の休業を行った場合
（出席停止の指示）
第六条 校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、高等学校の生徒にあつては当該生徒にこれを指示しなければならない。（一部省略）
2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。